

令和2年第1回定例会議

教育委員会会議録

令和2年2月10日

羽島郡二町教育委員会

令和2年第1回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年2月10日（月）午前9時55分から午前11時50分まで

○場 所 笠松町役場 3階 第2会議室

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

○議 題

△日程第3 議案第1号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）について

△日程第4 議案第2号 令和元年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」
（後期中間評価）

△日程第5 議案第3号 令和元年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について

○協議題

△日程第6 (1) 笠松町文化財指定について（円空作・護法神像）
(2) 次回（令和2年第2回）教育委員会定例会の開催について
(3) その他

| | | |
|------|----------------|---------|
| ○出席者 | 教 育 長 | 宮 脇 恭 顯 |
| | 教育委員（教育長職務代理者） | 久 納 万里子 |
| | 教育委員 | 岩 井 弘 榮 |
| | 教育委員 | 杉 江 正 博 |
| | 教育委員 | 林 潤 美 |

○説明のために出席した者

| | |
|-----------|---------|
| 総務課長（管理監） | 井 上 哲 也 |
| 学校教育課長 | 青 木 孝 憲 |
| 社会教育課長 | 野 田 新 司 |

1 本日の書記

| | |
|-----------|---------|
| 総務課長（管理監） | 井 上 哲 也 |
|-----------|---------|

【午前9時55分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 会期を図り、2月10日（月）午前9時55分から笠松町役場 3階 第2会議室で令和2年第1回羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣言した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎総務課長 前回の会議録を説明報告する。

議 題

議案第36号 職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領について

議案書に基づき、以上1議案が承認された。

協 議 題

- (1) 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部改正について
学校教育課長が改正内容を説明した。
- (2) 教職員の勤務時間のスライド制・変形労働時間制について
学校教育課長が内容を説明した。
- (3) 令和2年度教職員定期人事異動の方針と重点について
学校教育課長が内容を説明した。
- (4) 令和元年度「小・中学校卒業証書授与式」割り振り表（案）並びに令和2年度「小・中学校入学式」割り振り表（案）について
学校教育課長が割り振り案を説明した。
- (5) 第61回羽島郡駅伝競走大会の結果報告について
教育長が結果を報告した。
- (6) 次回（令和2年第1回）教育委員会定例会の開催について
総務課長が2月10日（月）10時から笠松町役場で開催することを確認した。
- (7) 第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会について
総務課長が2月10日（月）13時30分から笠松町役場で開催することを確認した。
- (8) 次々回（令和2年第2回）教育委員会定例会の開催について
総務課長が3月5日（木）13時30分から岐南町役場で開催することを確認した。
- (9) 教育委員等県外視察について
総務課長が2月7日（金）～8日（土）の日程で福岡市教育委員会と博多区立那珂小学校を訪問する視察案を説明した。
以上が、令和元年第10回教育委員会定例会議の報告である。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 1 三者懇談に挑戦し指導力の向上を図る。

改訂された学習指導要領での教育課程の編成・実施の時期となりました。児童生徒一人一人が未来を創造するチェンジ・メイカーになるための資質能力を育成するためには、教職員の意識改革が必要です。

日々の実践の中で、児童生徒に寄り添い、その姿から、自分の指導を振り返り、改善していくという丁寧な努力が指導観をかえることにつながるのだと思います。

次に、指導観の改善のために大切なことは評価です。児童生徒が三者懇談で、自分自身をきちんと見つめ、自分の地道な努力について語れるようになることを自分の評価とすることです。地道で手っ取り早い手段として三者懇談を活用するんだという意識をもっていただきたいと思います。

本年度は残り少なく、懇談はありませんが学期末に向けて寄り添い続ける教職員であって欲しい。

★小学校低学年の三者懇談の準備

1 自分の通知表

- 懇談の予告と目標づくり
- 連絡帳の活用（人との関わりについてそれぞれが話せるようにする）
- 子どもの成長に節目に小さなステップを設けて子どもの学級への所属感や達成感を醸成して良くなったことに節目をつけていく。
（一人一人への成長の願いをもって指導しないと褒められない。）
- 子どもの成長を懇談で確かめたい。

2 三者懇談の準備

一年生では、「話す内容は異なるが、話す項目は同じとする。」という設定を基本とする。（担任の学級経営の願いとすることを項目とすると、自分の指導力の向上につながる。）

- (1) 何を使うか。
- (2) どんな話し方ができるようにするのか。
- (3) 保護者にどんな意見を求めるのか。
- (4) 子どもが話すだけで良いのか。

3 三者懇談の実際（例）

- (1) 4月に国語「あさ」の勉強をしました。
- (2) 挨拶について発表します。

- (3) (教室の「あゆみ」の掲示を示して)がんばったことを話します。
- (4) 算数の勉強を話します。
- (5) いままで一生懸命がんばったことをはなします。
- (6) 予定帳で話します。(予定帳で前もって話す決めていたところを開いて)
- (7) 夏休みのことを話します。

★中学生の三者懇談の準備

三者懇談は、「自分から保護者に届ける通知表」という認識をもたせ、自分の目標をもった生活を、目標、具体的な活動、活動の工夫、結果と自分の成長についてきちんと伝える懇談である。

1 自分の通知表

- 懇談の予告と目標づくり
- 懇談で自分が語れるようになる継続的な担任の取組

2 三者懇談の準備

整頓して「自分」をファイルする。学級の成長と比較しながら絶えず自己を見つめることができるよう常に働きかけることが大切である。「理科の授業を大切にして平均点以上の点をとる。」、「部活動で地区大会に出場する。」、「毎時間授業大切にして学力をあげる。」など直接目標達成のための資料だけでなく自分、班、学級としてこだわって努力した資料もポートフォリオとして蓄え、懇談の準備をするときに整理し、不要であれば、使わずにあげばよい。

3 三者懇談の実際 (例-1) 一時間一時間を大切にして学力を上げる。

- (1) 学年のはじめに戻って自分の目標とその取り組みを話す。
- (2) 具体的な取り組みの方法と経過を話す。
- (3) 5教科の家庭学習ノートを出して順番に説明する。
- (4) 学校の授業について
- (5) 結果について
- (6) その他の取り組みについて

4 三者懇談の実際 (例-2) 部活動で地区優勝する。

- (1) 目標の設定について
- (2) 取り組みについて
- (3) 具体的な活動について
- (4) 結果として
- (5) その他の取り組み

2 令和元年度情報モラル調査結果について

毎年、自分の携帯電話をもっている児童生徒が多くなってきています。小学校1年生で26%、中学校3年生では70%を超えています。昨年まで繰

り返してフィルタリングや約束をして下さいとお願いして行きましたが、なかなか成果がありませんでした。

携帯電話やスマホを毎日使うという児童生徒の割合は中学1・2年生では、ほぼ100%です。しかも、3時間以上使うと回答した児生徒童の数は大変多く、帰宅してから手元にスマホがあり、何かしら使用している状況にあると考えてよいでしょう。

・「自分が使う通信型ゲーム機や携帯電話の使い方を決めている。」という割合が多くなり、一部数的に疑問があるが、新しく購入された家庭だと想像できるが、きちんと約束をしてから与えられているのだと推察できる。どの学年でも向上しています。

・「家庭で情報活用マナーについて話を聞いたことがある。」という割合が大変高くなっている。これも、新たにもたせられる家庭にあつては、きちんとマナーについて指導されており大変ありがたい。

今回の調査では、今まで増加し、危険な状況が増す一方にあった携帯電話やスマホが学校や生徒会、保護者が一体となった取組を展開していただいたことにより、改善が図られたことが成果です。その努力に感謝したい。

一方で、フィルタリングや使う約束なしで使い続けている児童生徒を止めようとしても止められない。時間を決めて使っても時間がきても止められないという実態を知ったとき、なんとしても守ってやらなければと思う。

3 教職員の働き方改革

本年度「教職員の働き方を変える。」として、部活動社会人指導者の委嘱、年間を通して計画的に年次休暇を取得すること、年間2回のストレスチェックを実施すると共に、産業医を委嘱して相談体制を整える、学校の労働環境を巡視、指導するなど教育委員会の施策も加えながら改善するように準備した。

令和2年度は、地域学校協働活動推進員の委嘱をして、地域とのつなぎ役をお願いしたり、スクール・サポートスタッフを任用して、配布や印刷の業務をお願いするための予算を計上している。小学校では改訂学習指導要領による教育課程の実施が始まるが、教員の意識改革やライフスタイルの改善が何よりも大切だと考えている。

～教育再生実行会議の提言～

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもを育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上

家庭教育(第10条)・・・父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

学校教育(第6条)2・・・学校においては教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織

的に行われなければならない。この場合において教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)・・・学校、家庭及び地域住民その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに相互の連携及び協力を努めるものとする。

以上、2ページ～19ページまでの資料を用いて説明した。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎岩井委員 働き方改革とは、労働時間制の活用を説明されましたが、本来は、学校、家庭及び地域住民その他の関係者の相互の連携協力をしなければならないのに、ポイントが変わっていくのでは。

◎教育長 教員のライフスタイルを変わらなければ変わらない。無くして早く帰れということであれば、指導力が落ちる。

- ・教職員一人ひとりが心身ともに健康で充実して仕事に取り組むことで学校の教育力の向上を図る。
- ・教職員一人ひとりが心にゆとりをもち、じっくりと児童生徒に向き合うことで、児童生徒の健やかな成長を図る。

◎教育長 他に何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△日程第3
◎教育長 議案第1号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算(案)について議案第1号令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算(案)について議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算(案)についてご説明申し上げます。

この予算につきましては、去る1月20日に幹事町の二役査定を受けまして、1月23日に両町の副町長並びに財政部局へ説明し、了承していただきましたことを報告させていただきます。

まず、歳入歳出予算総額は、2億3,586万円でございます。主なものをご説明いたします。

歳出でございますが、教育給務費では、1億4,780万7千円。学校教育費では、新たに郡内の小学校にスクールサポートスタッフの配置と、小・中学

校の学習支援員等を会計年度任用職員として採用することに伴う人件費に
8,028万8千円。

社会教育費では、郡内の中学校に地域学校協働活動推進員の配置を加えた
562万5千円。

保健体育費では、114万を計上させていただきました。

次に、歳入でございますが、二町からの分担金として、6,019万5千円。
負担金として、1億7,050万6千円を計上させていただきました。

◎教育長 それぞれの町の教育部局の方でお願いしておりました、学習支援員を始め
とする非常勤職員を会計年度任用職員とする予算を別予算として分担金とし
て上げて、予算の中に盛り込まれている内容であります。

スマイルの2名も会計年度任用職員とする。労働基準監督署では、フルタ
イムとパートタイムに分け、スマイルの2名はパートタイムの時間給で支払
う。

県費と町費のダブルで任用している職員がいますが、労働基準監督署の指
示では、第1雇用者が県であれば学習支援員は兼用扱いができる。ただし、
条件等がありますとのこと。よろしいでしょうか。

◎久納委員 22ページの分担金一覧表の会計年度任用職員の数には、28ページの教
育振興費・報酬の54,363千円の64名が入っていますか。

◎総務課長 今年の両町に合わせた64名分の雇用が入っています。

◎岩井委員 会計年度任用職員の事務処理が大変だと思いますが。

◎教育長 今、県が仕組みを整えています。

◎教育長 昨年度の予算と比較するのは難しいですが、よろしくお願ひします。
何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△日程第4 議案第2号 令和元年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」
(後期中間評価)について

◎教育長 議案第2号 令和元年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」
(後期中間評価)についてを議題といたします。事務局より説明
願ひします。

◎学校教育課長 31ページをご覧ください。全体的にはよくできている評価である。その
中で、気になるのは、目標2の施策「③各学校の特色ある活動の推進」で、
北小学校が「C」の評価をしました。「あいさつ運動」と「時間を守る」に
撤して、教職員と児童生徒が共通の目標を立てて今取り組んでいるところで

す。次に、目標4の施策「⑤情報活用能力の育成」重点内容のウICT及びデジタル教材の効果的な活用について、北小学校が「C」の評価をしました。デジタル教科書や電子黒板等を積極的に活用するように手配していきたい。

また、目標4の「②学校防災体制の充実」評価内容は、「自分の命は自分で守る訓練」、「町防災訓練」については、笠松小学校が「D」の評価をしました。町防災訓練に参加しにくい現状である。他校では、工夫して「自分の命は自分で守る体験」をしています。自ら危険を回避する力を高められるよう指導していくよう心掛けていく。

次に、目標3の評価内容「ボランティアの方が学びを支援したり、児童生徒が地域で学ぶ機会に進んで参加したりできるように働きかけている。東小学校が「C」の評価をしましたが、要因としては、キッズウィークの機会が設けづらい。また、以前からボランティアの方の参加が多い。

△日程第5 議案第3号 令和元年度羽島郡二町教育委員会点検評価の結果について
◎教育長 議案第3号 令和元年度羽島郡二町教育委員会点検評価の結果についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎学校教育課長 37ページをご覧ください。第三次教育振興基本計画(令和元年度～令和5年度)基本目標1・2・3・4・5と具体的な施策について、ご説明いたします。

目標1「夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成」についての評価者の意見は、英語を専門とする教諭でもAII Englishの授業は大変。全教科を受け持つ小学校教諭の英語等の授業は負担が大きいと思われる。

目標2「他者と共に社会の持続的な発展を牽引できる多様な力の育成」についての評価者の意見は、小中学生ともボランティア活動に積極的に参加している姿を何度も見ている。活動が根付いていることは、羽島郡の自慢である。

目標4「学びや育ちを支え、だれもが社会の担い手となるセーフティネットの構築」についての評価者の意見は、ボランティアとして参加し、企画運営に携わる中学生が多い。その一方で、一住民として参加する小中学生は少ないように思う。児童生徒への教育とともに、自治会としても活動に工夫をしていくよう働きかけていくべき。

◎社会教育課長 目標3「活力ある地域コミュニティを構築するためのスポーツ・文化活動の充実」についての評価者の意見は、自治会として、企画の段階から中学生ボランティアに参加してもらうように内容を工夫する。

◎総務課長 目標「目標を実現するための教育委員会機能の充実」についての評価者の意見は、特にありません。

◎教育長 後期中間評価及び点検評価の報告について、何かご意見等ありますか。

◎林 委員 地域で子どもたちを育てるという当事者意識をもち、学校の先生が地域の活動に出てこないと嘆くよりも、先生には自分の住む地域の活動に参加してもらいたい。

◎久納委員 小学校行事等の案内が教育委員にはありませんが。

◎教育長 一度調整させていただきます。後期中間評価及び点検評価の報告について、ご了解していただいたことといたします。

△協議題 (1) 笠松町文化財指定について(円空作・護法神像)

◎教育長 (1) 笠松町文化財指定について(円空作・護法神像) を議題といたします。事務局より説明願います。

◎社会教育課長 令和元年12月20日 羽島郡二町教育委員会 教育長
羽島郡二町教育委員会公示第五号により公示する。

| 種別 | 名称 | 内容 | 時代 | 所在地 | 所有者 |
|-------|---------|------|------|----------|-------|
| 有形文化財 | 円空作護法神像 | 像 1体 | 江戸時代 | 笠松町奈良町65 | 伊藤 寧浩 |

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△協議題 (2) 次回(令和2年第2回)教育委員会定例会の開催について

◎教育長 (2) 次回(令和2年第2回)教育委員会定例会の開催についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 3月5日(木)午後1時30分から岐南町役場 4階 会議室4-1で開催することを確認した。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△協議題 (3) その他

◎教育長 (3) その他 何かご意見等ありますか。

◎久納委員 NHKの取材等で早く下校しても外出ダメ “4時禁ルール” について

教えていただきたい。

◎学校教育課長 学校のルールをめぐって岐阜県内の小中学校の中に、子どもたちが早く下校しても午後4時ごろまで外出しないよう指導しているケースがある。
また、“4時禁ルール”と呼ばれている指導は授業が昼までに終わり子どもたちが下校した際、小学生は午後3時まで、中学生は午後4時までなど自宅から外出しないよう求めるものである。

◎教育長 (3) その他 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 これをもちまして、令和2年第1回羽島郡二町教育委員会定例会議を閉会とします。

【午前11時50分 閉会】